

はじめに

東京都監察医務院は、東京都 23 区において死因の明らかでない急性死や事故などで亡くなられた方々の検案、解剖を行い、その死因を明らかにすること、また、これらの業務を通して、正確な死因統計の集計、臨床医学や予防医学、司法領域に寄与するとともに、医療関係者の教育や社会の安寧秩序の維持に貢献することを目的としています。

昭和 21 年の監察業務開始以降、平成 24 年までに扱った検案件数 481,571 件、このうち解剖件数 140,507 件となっています。

平成 24 年の検案、解剖の実績をみると、検案件数 13,949 件（1 日当たり 38.2 件）、解剖件数 2,451 件（1 日当たり 6.7 件）で、検案件数に対する解剖件数の割合は 17.6%となっています。

平成 24 年の検案のうち 65 歳以上の高齢者は、検案件数 9,216 件で全検案件数の 66.1%を占めています。検案の年間件数が初めて 1 万件を越えた平成 11 年の高齢者の検案数は 4,989 件であり、1.8 倍と大幅に増加しています。また、独居老人の孤独死といわれる一人暮らしの高齢者が亡くなられる例が 3,694 件で、高齢者の 40.1%を占めています。高齢社会の一層の進行、核家族化の現象が伺えます。

当院の検案や解剖で得られたデータは、疾病予防や事故防止など公衆衛生の向上に役立てていただくよう関係機関に提供しています。また、平成 24 年度も都民の方々を対象とした公開講座を開催し、多くの方の参加をいただきました。さらに、監察医の養成、補習教育に努めるため、全国の医学生等を可能な限り受け入れました。

庁舎の改築については、業務を継続しながら現在地で改築を行うため、平成 23 年度に隣接の仮設庁舎（旧大塚看護専門学校）の内部改修を行い、平成 24 年 3 月末に仮設庁舎移転、平成 24 年度は、既存建物の取壊しを終え、新庁舎建設工事に着手しました。現在、平成 26 年度の開設を目指して工事を進めているところです。

さて、平成 24 年 6 月 15 日に「死因究明等の推進に関する法律」が成立しました。これは、わが国における死因究明制度のあり方を初めて明文化した法律で、10 月には、内閣府に「死因究明等推進会議」が設置されました。都からは安藤副知事と私が委員、専門委員に委嘱され、現在、死因究明等推進計画の策定に向けて検討を行っております。会議では、監察医務院長として、当院の検案解剖業務、多摩地域の監察医務業務の現況等を踏まえ、死因究明のあるべき姿について意見を述べていますが、死因究明制度を推進していくには、検案・解剖医の育成、教育等が不可欠であり、今後、当院の役割は益々高まっていくものと考えています。

ここに、平成 25 年版の事業概要をまとめました。本書が保健医療施策等の一助としてご活用いただければ幸いです。

平成 25 年 10 月

東京都監察医務院長

福 永 龍 繁

東京都監察医務院運営理念

1 死者に対し尊厳、礼意をもち最高水準の死因究明に努める。

人は生前に疾病に罹患すれば最高の医療が施されるべきであると同様に、死者に対し尊厳と礼意をもって最高水準の死因究明に努める。

また、遺族に対して誠実に対応する。

2 監察医業務を推進する。

監察医務院は、死因究明の中立的専門機関としての責務を果たし、監察医業務を推進する。

3 公衆衛生の向上に努める。

監察医務院には業務遂行上得られる貴重な情報がある。これらの情報を適正に管理し活用して、公開講座や研究等を通じ広く情報を提供し公衆衛生の向上に努める。

4 監察医の養成、補習教育などに努める。

監察医務院は、監察医の養成や教育をはじめ検視に携わる者、医療・看護従事者などの実習、研修施設として重要かつ貴重な役割を果たしている。この役割を職員個々人が認識し、今後もその役割を果たすよう努める。

目 次

| | 頁 |
|------------------------------|----|
| 1 目 的 | 1 |
| 2 検案の対象 | 1 |
| 3 監察医務の必要性 | 2 |
| 4 沿 革 | 3 |
| 5 設置根拠法令 | 8 |
| (1) 死体解剖保存法 | 8 |
| (2) 監察医を置くべき地域を定める政令 | 8 |
| 6 組 織 | 9 |
| 7 人 員 | 9 |
| (1) 職種別 | 9 |
| (2) 部門別現員 | 9 |
| 8 予算・決算 | 10 |
| (1) 歳出 | 10 |
| (2) 歳入 | 10 |
| 9 建 物 | 11 |
| (1) 所在地 | 11 |
| (2) 敷地及び建物 | 11 |
| 10 運 営 | 11 |
| (1) 監察医務業務執行体制 | 11 |
| (2) 監察医務業務の流れ | 12 |
| (3) 検案業務の内容 | 13 |
| (4) 解剖業務の流れ | 14 |
| (5) 検査業務の流れ | 16 |
| (6) 解剖に伴う業務 | 20 |
| 11 統計表及び統計図表 | 21 |
| (1) 年次別・死因の種類別、検案・解剖件数 | 22 |
| (2) 月別（最近5年間）、検案・解剖件数 | 23 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (3) 区部の死亡者数に対する検案と解剖の割合 | 24 |
| (4) 死因の種類別の割合及び主要死因 | 24 |
| (5) 病死の疾患別割合 | 25 |
| (6) 災害死の傷害別割合 | 25 |
| (7) 自殺の手段別割合 | 26 |
| (8) その他・不詳の外因死及び不詳の死の傷害別割合 | 26 |
| (9) 最近5年間の検案数及び解剖数 | 27 |
| (10) 平成24年月別検案数及び解剖数 | 27 |
| (11) 検案件数、性・年齢（5歳階級別）・死因別 | 28 |
| (12) 解剖件数、性・年齢（5歳階級別）・死因別 | 34 |
| (13) 検案件数、性・月・死因の種類別 | 40 |
| (14) 検案件数、性・死因の種類・死亡者の住所別 | 46 |
| (15) 一人暮らしの者の死因 | 48 |
| (16) 一人暮らしの者の死亡における発見者 | 50 |
| (17) 65歳以上の一人暮らしの者の死亡場所 | 52 |
| (18) 65歳以上の一人暮らしの者の自宅で死亡した時の発見者（再掲） | 52 |
| (19) 検査実績 | 53 |
| 12 研修・実習実績 | 56 |
| (1) 研修実績 | 56 |
| (2) 監察医等実習実績 | 57 |
| (3) 検視官研修 | 58 |
| (4) 検視実務専科研修 | 58 |
| 13 平成24年研究業績 | 59 |
| (1) 論文・著書 | 59 |
| (2) 学会発表等 | 63 |
| 14 参考資料 | 70 |
| ① 多摩・島しょ地区における検案・解剖業務 | 70 |
| ② 多摩地域検案活動の実施 | 71 |
| ③ 多摩・島しょ地区検案件数、性・年齢（5歳階級別）・死因別 | 72 |
| ④ 司法解剖件数（都内全域） | 78 |
| ⑤ 法令・規程 | 79 |
| ⑥ 東京都監察医務院案内図 | 90 |